

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書 令和3年6月14日 愛知県知事 殿 提出者 住 所 知多市緑町1番地 氏 名 知多市長 宮 島 壽 男 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 0562-55-9191 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	知多市南部浄化センター
事業場の所在地	知多市南浜町25番地
計画期間	令和3年4月1日 ～ 令和4年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	36：水道業 (下水終末処理場)
②事業の規模	処理能力 37,130 m ³ /日
③従業員数	48人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	流入汚水の沈砂 → 埋立処分 (委託) 下水処理で発生する汚泥 乾燥 → 肥料として再生利用、焼却 焼却 → 焼却灰 → 埋立処分 (委託) 又は再生利用 (委託) 埋立処分 (委託)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図) 都市整備部 下水道課長(産業廃棄物処理責任者) 南部浄化センター産業廃棄物処理担当者			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
① 現状	【前年度（令和2年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	燃え殻
	排 出 量	4, 6 3 0 t	9 t
	(これまでに実施した取組) ・汚泥を乾燥し、肥料として再生利用 ・焼却による汚泥の減量 ・消化タンクによる汚泥の減量 ・流入水の負荷低減のため、下水道利用者に対する啓発		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	燃え殻
	排 出 量	4, 7 0 0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) ・特になし		
産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・汚泥、燃え殻に分別し、埋立処分又は再生利用の委託		
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・特になし		

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（令和2年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	燃え殻
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	60 t	0 t
	(これまでに実施した取組)		
	・ 汚泥を乾燥し、肥料として再生利用		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	燃え殻
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	60 t	0 t
	(今後実施する予定の取組)		
	・ 特になし		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和2年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	燃え殻
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	4, 259 t	0 t
	(これまでに実施した取組)		
・ 特になし			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	燃え殻
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	3, 737 t	0 t
	(今後実施する予定の取組)		
・ 特になし			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（令和２年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	燃え殻
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（これまでに実施した取組）		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	燃え殻
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（今後実施する予定の取組）		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（令和２年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	燃え殻
	全 処 理 委 託 量	3 0 6 t	9 t
	優良認定処理業者への処 理 委 託 量	2 7 2 t	9 t
	再生利用業者への処 理 委 託 量	3 3 t	0 t
	認定熱回収業者への処 理 委 託 量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処 理 委 託 量	0 t	0 t
	（これまでに実施した取組） ・ 再生利用による最終処分量の低減		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	燃え殻
	全 処 理 委 託 量	7 8 3 t	0 t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	6 0 3 t	0 t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	1 8 0 t	0 t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) ・衣浦西部流域下水道における共同汚泥処理事業として、常滑、東海、知多の三市の下水処理場から汚泥を集約し、共同で処理する施設を整備する。		
	※事務処理欄		

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。